第119期
定時株主総会招集ご通知

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されております。株主総会のご出席に関しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場のご検討を賜わりますようお願い申しあげます。
なお、株主総会にご来場される株主さまにおかれましては、感染予防のため、マスクの着用をお願いいたします。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、下記のウェブサイトにおいてお知らせいたします。
(https://www.taiyobank.co.jp/)

日　時

2020年6月25日（木曜日）
午前10時

場　所

宮崎市広島２丁目１番31号
当行本店２階会議室
（末尾に記載の「会場ご案内図」をご参照のうえご来場ください。）

目次

第119期定時株主総会招集ご通知 …… 1

(添付書類)

第119期事業報告 …… 6

計算書類 …… 26

連結計算書類 …… 29

監査報告書 …… 32

(株主総会参考書類)

第１号議案　剰余金の処分の件 …… 37

第２号議案　監査等委員でない取締役９名選任の件 …… 38

株主総会会場ご案内図

（証券コード 8560）
株式会社**宮崎太陽銀行**

(証券コード 8560)
2020年６月３日

株　主　各　位

宮崎市広島２丁目１番31号
株式会社**宮崎太陽銀行**
取締役頭取　林 田 洋 二

第119期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。
　さて、当行第119期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
**　なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染が拡大している状況を踏まえまして、株主さまの安全確保および感染拡大防止のために、株主さまには可能な限り議決権の事前行使をお願い申しあげるとともに、株主総会にご来場される株主さまにおかれましては、マスク着用などの対応をお願い申しあげます。併せて、当行の判断に基づき、株主総会会場において株主さまの安全確保および感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申しあげます。**
**　当日ご出席おさしつかえの場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内（3頁～5頁）に従って、2020年６月24日（水曜日）午後５時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月25日（木曜日）午前10時
２．場　　所　宮崎市広島２丁目１番31号
当行本店２階会議室
(末尾に記載の「会場ご案内図」をご参照のうえご来場ください。)
３．目的事項
報告事項
１．第119期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
２．第119期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　監査等委員でない取締役９名選任の件

以　上

新型コロナウイルス感染防止への対応について

新型コロナウイルス感染予防および拡散防止のため、株主さまの安全第一を考え、株主総会を以下のとおり運営させていただきます。

何卒ご理解、ご協力のほど、お願い申しあげます。

●会場の当行役職員は検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で応対いたします。
●会場にご来場の株主さまにおかれましても、手指の消毒とマスク着用をお願いいたします。
●会場にご来場される全ての株主さまには、検温させていただく予定です。
●発熱が確認された場合やご体調の優れない株主さまには入場をお断りさせていただく場合がございます。
●その他にも感染予防のための措置を講じていく予定です。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。（https://www.taiyobank.co.jp/）

議決権の行使についてのご案内



当日ご出席による議決権行使の場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。



郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前述の行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネットによる議決権行使の場合

インターネットによる議決権を行使される場合には、「インターネットによる議決権行使のご案内」（４頁～５頁）をご高覧のうえ、前述の行使期限までにご行使ください。

(1) インターネットにより議決権を複数回行使された場合には、最後に行われたものを有効な議決権の行使としてお取り扱いいたします。
(2) インターネットと議決権行使書の両方で議決権を重複行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効な議決権の行使としてお取り扱いいたします。

1．本招集ご通知に際して提出すべき書類のうち「計算書類の個別注記表」および「連結計算書類の連結注記表」につきましては、法令および当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（https://www.taiyobank.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております計算書類および連結計算書類は、会計監査人および監査等委員会が監査報告の作成に際して監査した計算書類および連結計算書類の一部であります。
2．本株主総会参考書類、事業報告ならびに計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（https://www.taiyobank.co.jp/）において修正後の事項を掲載させていただきますのでご了承願います。

インターネットによる議決権行使のご案内

「スマート行使」による方法

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※「スマート行使」での議決権行使は１回に限ります。

QRコードを読み取る



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取る

議決権行使方法を選ぶ

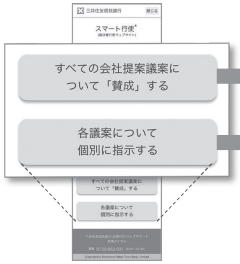

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

各議案の賛否を選択

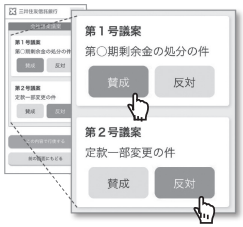

画面の案内に従って各議案の賛否を選択

以降、画面の案内に従い議決権をご行使ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する下記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使期限

2020年6月24日（水曜日）
午後5時30分まで

議決権行使ウェブサイト ▶

https://www.web54.net

❗ パスワードおよび議決権行使コードのお取り扱い

- パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- 書面とインターネットにより、議決権を重複行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回、またはパソコン・スマートフォン・タブレット端末・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル
0120-652-031（受付時間 9:00～21:00）

「議決権行使ウェブサイト」による方法

議決権行使ウェブサイトにアクセス

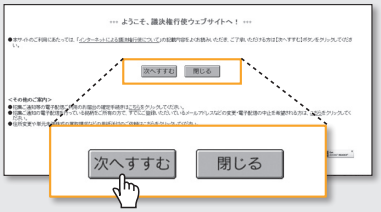

「次へすすむ」をクリック

ログイン

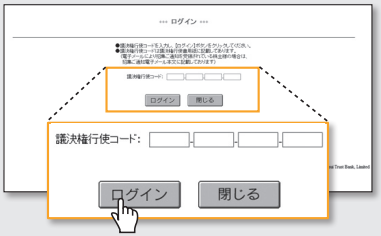

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

パスワードの入力

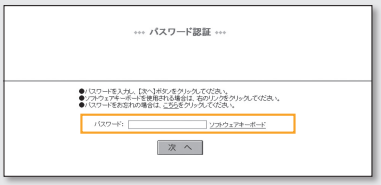

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降、画面の案内に従い議決権をご行使ください。

第119期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告

１．当行の現況に関する事項

（1）事業の経過および成果等

［主要な事業内容］

当行は、本店を含む53ヶ店において、預金業務および貸出業務を中心に、内国為替業務、外国為替業務、証券業務、保険商品の窓口販売業務などを行い、お客さまに多様な金融商品・サービスを提供しております。

［金融経済環境］

当期の国内経済は、年内においては、新興国や中国経済の減速、地政学リスク等にかかる先行きの不透明感を抱えながらも、企業収益が高い水準を維持する中、設備投資の増加や個人消費が底堅く推移したことなどから、総じて緩やかな回復基調を辿ることとなりました。

また、県内経済も、雇用・所得環境の改善が続く中、スポーツ分野における国内外トップチームの合宿受け入れや世界規模の大会開催等を通じた観光需要の取り組みに伴い、個人消費や生産活動に持ち直しの動きが見られたことなどから、緩やかな回復基調となりました。

一方、年明け以降においては、2020年１月以降の新型コロナウイルス感染症の顕在化に伴い、中国における生産活動の停止等による影響が、サプライチェーンを通じて世界規模での輸出や生産、消費活動の低迷に繋がり、国内外で景気が下振れすることとなりました。

また、県内経済においても、インバウンド需要の急減、不要不急の外出やイベント開催の自粛に伴う個人消費や生産活動の低迷により、小売や宿泊、飲食を始めとした幅広い業種で、売上減少等の影響が出ており、今後の景気動向を注視していく必要が生じております。

なお、先行きにつきましては、全国的に新型コロナウイルス感染症流行の抑制が急がれる中、県内経済がいち早く回復するためには、当行を始めとする地元金融機関と県民とが一体となった、個人消費や生産活動の持ち直しに向けた取り組みが必要な状況となっております。

［事業の経過および成果］

当行は、「地域経済活性化」のため、地域のお客さまへの安定的かつ円滑な資金供給など、地域金融機関としての役割を積極的に果たしていくことを目的とし、2010年３月に「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づく国の資本参加を受け、2018年４月より第四次の経営強化計画に取り組んでおります。

この計画では、前計画の評価を踏まえ、「地域経済活性化」に対する一層の貢献を当行の使命と位置づけ、当行がお客さまから選ばれ続け、地域経済を支える役割を果たしていくため、地域に密着したリレーション活動やお客さまに心から喜んでいただける各種サービスの提供など、持続可能なビジネスモデルの構築に努めてまいりました。

＜預　金＞

預金の当期末残高につきましては、前年同期比で個人預金が66億円(1.4％)、法人等預金は28億円(1.5％)、ともに増加したことから、全体では94億円(1.4％)増加して6,538億円となりました。また、平均残高につきましても、全体で74億円(1.1％)増加して6,471億円となりました。

＜貸出金＞

貸出金の当期末残高につきましては、当行一丸となった、お取引先の事業内容の十分な理解や販路開拓、経営合理化に向けた融資等の取り組みを通じて、本業のお手伝いや財務改善のご提案に努めた結果、前年同期比で中小規模事業者等向け貸出が147億円(5.5％)、個人向け貸出が12億円(0.9％)、ともに増加したことなどから、全体では116億円(2.3％)増加して、5,000億円台への台替わりとなる5,016億円となりました。また、平均残高につきましても、中小規模事業者等向け貸出が136億円(5.3％)、個人向け貸出が13億円(1.0％)増加したことなどから、全体では117億円(2.4％)増加して4,888億円となりました。

＜損　益＞

株式等売却益が減少したことを主因に、経常収益は、前期比４億43百万円減収の119億97百万円となりました。また、お取引先の業況改善に伴う信用コストの減少を主因に、経常費用は前期比３億64百万円減少の106億78百万円となりました。この結果、経常利益は前期比79百万円減益の13億19百万円、当期純利益は前期比1百万円増益の10億85百万円となりました。

＜主要取り組み＞

○新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けられたお客さまからのご相談に迅速かつ柔軟に対応すべく、「ご相談窓口」を設置したほか、事業継続体制の強化を図るため、南日本銀行および豊和銀行と「災害時における相互協力に関する協定」を締結しました。

○お取引先の販路開拓に向けて、業務提携先である第一勧業信用組合が東京で開催する「地方物産品販売会」への参加をお手伝いしました。

○お取引先の後継者、新経営者、経営幹部等の皆さまを対象に、中小企業の経営者に必要な「経営全般」、「戦略計画」、「組織人材」、「財務計数管理」等の基礎と、現状の経営課題を打破するための応用を学んでいただく「次世代塾 第６期生」を開講しました。

○地域応援定期「ＳＵＮＲＩＳＥ(サンライズ)」にご契約いただいた方の中から抽選で、宮崎県産の食材・加工品の詰め合わせセットをお贈りする「2019年夏・冬サン太わくわくキャンペーン」を実施しました。

○青島地区の観光活性化に向けて、青島商工振興会と包括連携協定を締結し、同地区の飲食店、土産物店へのキャッシュレス決済端末の導入に取り組みました。

○宮崎県内におけるキャッシュレス決済の普及を目的としたセミナーを、宮崎県との共催、宮崎市・宮崎商工会議所の後援により開催しました。

○スマートフォン向けのアプリバンキングサービス「たいようアプリ」の取り扱いと同アプリのダウンロードキャンペーンを開始しました。

○全国約90の金融機関が参画するQRコードを活用したスマホ決済サービス「J-Coin Pay(ジェイコイン ペイ)」に対して、当行普通預金口座から即時に電子マネーをチャージできる機能のご提供を開始しました。

○コーポレート・ガバナンスの充実を目的に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したほか、取締役会の諮問機関として、任意の指名報酬委員会を設置しました。

○本部機構改正の一環として、マネー・ローンダリングを始めとした金融犯罪への組織的対応と業務の高度化を目的に金融犯罪対策部を新設しました。
また、ＩＴ・フィンテック関連サービスに関する組織的対応を進めることを目的に、総合企画部内にＩＴ企画統括室を新設しました。

○ＳＤＧｓ（注）を意識した業務運営を進めていくため、地域経済活性化に向けたこれまでの取り組みとＳＤＧｓとの関連を整理し、当行ホームページに掲載しました。
また、ＳＤＧｓに関連する取り組みの一つとして、骨髄バンクへのドナー登録がし易い環境づくりに向けて、県内初となる「ドナー休暇制度」を導入しました。

（注）SDGsとは、Sustainable Development Goals(サステナブル・ディベロップメント・ゴールズ)の略で、持続可能な開発目標と訳されます。2015年9月に国連総会で採択された2030年までに達成すべき地球規模の課題と行動計画であり、17のゴールと169のターゲットで構成されております。

＜店　舗＞

お客さまの利便性向上を目的に、北支店の改修および国分支店の建替えに着工したほか、日中に店頭へお越しいただくことが難しいお客さまやインターネットに慣れ親しんだ若い世代のお客さまがご利用いただきやすい金融サービスを提供していくため、たいようネット支店(インターネット支店)を開設いたしました。

また、延岡中央支店、飫肥支店の出張所化や、西佐土原支店の店舗内店舗方式による佐土原支店内への移転を実施いたしました。

これらにより、当期末の店舗数は、53ヶ店(うち２出張所)となっております。

［当行が対処すべき課題］

地元の事業者さまは、かねてからの人口減少や少子高齢化に伴う地域経済の規模縮小に加え、現下の新型コロナウイルス感染症流行に伴うイベント中止や延期、商談遅延により、売上減少が深刻化するなど、近年、類を見ない程の厳しい経営環境に置かれており、経済の先行きも不確実性が極めて高い状況となっております。

このような中、当行におきましては、地域に根差す金融機関として、お客さまから選ばれ続け、地域経済を支える役割を果たしていくため、地元の事業者さまに対する資金繰りや雇用の維持に向けた提案のほか、新たな仕入先や販売先の販路開拓など、様々な本業のお手伝いを深掘りしつつ、お客さまに心から喜んでいただける営業展開と、強固な経営基盤確立に向けた具体的取り組みを遂行していくことで、経営理念である「日進月歩の伸展」、「地域社会の繁栄」、「生活文化の向上」を実現してまいる所存でございます。

また、こうした取り組みを遂行するにあたっては、持続可能な地域社会の実現を目指すＳＤＧｓという新たな視点も取り入れながら、役職員一人ひとりが地域社会の課題解決に積極的に取り組むことを通じて、これまで以上に「地域経済活性化」に資する取り組みに邁進するとともに、ステークホルダーの皆さまへの提供価値を向上させながら、地域とともに持続的な成長を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援とご協力を賜わりますよう、よろしくお願い申しあげます。

(2) 財産および損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度(当期)
預金	6,225	6,341	6,444	6,538
定期性預金	2,898	2,931	2,819	2,730
その他	3,326	3,410	3,624	3,808
貸出金	4,727	4,755	4,900	5,016
個人向け	1,282	1,289	1,307	1,319
中小企業向け	2,622	2,673	2,788	2,921
その他	823	792	804	774
商品有価証券	0	—	—	—
有価証券	1,168	1,268	1,298	1,287
国債	370	356	352	312
その他	797	911	946	974
総資産	6,729	6,851	6,942	7,031
内国為替取扱高	19,426	18,759	18,952	21,117
外国為替取扱高	236 百万ドル	95 百万ドル	15 百万ドル	40 百万ドル
経常利益	2,544 百万円	1,654 百万円	1,398 百万円	1,319 百万円
当期純利益	2,902 百万円	1,221 百万円	1,084 百万円	1,085 百万円
1株当たり当期純利益	516円82銭	201円78銭	175円95銭	176円04銭

(注) 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．1株当たり当期純利益は、当期純利益(当期優先株式配当金総額を控除した金額)を期中の平均発行済普通株式数(自己株式を控除した株式数)で除して算出しております。
3．2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したことから、1株当たり当期純利益については、2016年度の期首に当該株式併合を実施したと仮定して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	628人	630人
平均年齢	37年9月	37年8月
平均勤続年数	15年2月	15年1月
平均給与月額	324千円	331千円

(注) 1．使用人数には、臨時雇員および嘱託を含んでおりません。
2．平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3．平均給与月額は、3月中の平均給与月額(基準外賃金含む)であり、賞与は含まれておりません。

(4) 営業所等の状況

① 営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
宮崎県内	46ヶ店	うち出張所 (2)	45ヶ店	うち出張所 (—)
鹿児島県内	5	(—)	5	(—)
大分県内	1	(—)	1	(—)
福岡県内	1	(—)	1	(—)
合計	53	(2)	52	(—)

(注) 1．当年度において、延岡中央支店、飫肥支店の店舗種類を出張所に変更したほか、店舗内店舗方式により、佐土原支店内に西佐土原支店を移転いたしました。
(注) 2．宮崎県内の46ヶ店および合計の53ヶ店には、店舗内店舗方式により佐土原支店内に移転した西佐土原支店を含んでいるため、店舗の拠点数としては宮崎県内が45ヶ店、合計が52ヶ店となっております。
(注) 3．上記のほか、店舗外現金自動設備を66ヶ所(前年度末65ヶ所)設置しております。

② 当年度新設営業所

営業所名	所在地
たいようネット支店 (インターネット支店)	宮崎市広島２丁目１番31号 (チャネル推進部内)

(注) 当年度において、次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。
(新設１ヶ所)フーデリー佐土原店(宮崎市)

③ 銀行代理業者の一覧

該当ございません。

④ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ございません。

(5) 設備投資の状況

① 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	373

② 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内　　容	金　　額
国分支店および共同社宅新築工事	160
ＳＢＫシステム関連	44
北支店改修工事	30
佐土原支店改修工事	16
鹿児島支店改修工事	7

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

① 親会社の状況

該当ございません。

② 子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率
株式会社宮崎太陽リース	宮崎市橘通東３丁目１番39号	情報・事務用・医療機器等各種物件のリース、金銭貸付、各種の金融業務、債務保証の業務等	1963年11月８日	百万円 15	% 15
株式会社宮崎太陽キャピタル	宮崎市広島２丁目１番31号	株式・社債等への投資、経営コンサルティング業務等	1996年９月５日	10	5

③　重要な業務提携の概況

○第二地銀協地銀38行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称ＳＣＳ)を行っております。

○第二地銀協地銀38行、都市銀行５行、信託銀行３行、地方銀行64行、信用金庫256金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合141組合(全信組連を含む)、系統農協・信漁連668(農林中金、信連を含む)、労働金庫14金庫(労金連を含む)との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称ＭＩＣＳ)を行っております。

○第二地銀協地銀38行の提携により、ＩＳＤＮ回線交換網を利用したデータ伝送の方法によるお取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス(略称ＳＤＳ)を行っております。

○ゆうちょ銀行との提携により、ＣＡＦＩＳ経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

○2019年５月６日に加盟した沖縄海邦銀行を含め、九州地区第二地銀７行で勘定系および対外系システム等オンラインシステムを共同利用しております。

○セブン銀行およびイーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・入金等のサービスを行っております。

○お取引先企業の人材面の課題解決に向けて、パーソルキャリア株式会社との提携により、人材紹介業務の取り扱いを開始しました。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ございません。

2．会社役員（取締役）に関する事項

（1）会社役員の状況

（2019年度末現在）

氏　名	地位および担当		重要な兼職	その他
林　田　洋　二	取締役頭取 (代表取締役)	監査部担当		
津　隈　卓　三	取締役副頭取 (代表取締役)	営業企画推進部、本業支援部、チャネル推進部担当		
安　藤　和　慶	専務取締役	総務部、事務部担当		
黒　木　　浩	常務取締役	融資部、企業支援部、コンプライアンス統括部、金融犯罪対策部担当		
上　野　哲　弘	取締役常務執行役員	総合企画部長 総合企画部、証券国際部担当		
水　永　信　里	取締役常務執行役員	本店営業部長		
平　嶋　俊　和	取締役常務執行役員	人事部長 人事部担当		
堀　井　洋一郎	取締役 (社外取締役)			
飯　田　三　和	取締役 (社外取締役)		飯田三和税理士事務所 税理士	
河　野　文　一	取締役 (常勤監査等委員)			
郷　　俊　介	取締役 (監査等委員) (社外取締役)		郷法律事務所 弁護士	
井　上　敬　雄	取締役 (監査等委員) (社外取締役)			
保　田　昌　秀	取締役 (監査等委員) (社外取締役)			

（注）1．当行は、2019年６月27日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い、常勤監査役鳥原浩二、監査役郷俊介および保田昌秀の任期が満了し、取締役(常勤監査等委員)河野文一、取締役(監査等委員)郷俊介、井上敬雄、保田昌秀が就任しております。
2．取締役堀井洋一郎、飯田三和、郷俊介、井上敬雄および保田昌秀は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
3．当行は堀井洋一郎、飯田三和、郷俊介、井上敬雄および保田昌秀を福岡証券取引所規則の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4．監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とするため、常勤の監査等委員を選定しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区　　分	支給人数	報　　酬　　等
取締役（監査等委員を除く）	11名	123
取締役（監査等委員）	4名	20
監　　査　　役	3名	5
計	18名	149

(注) 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．支給人数には、2019年６月27日開催の第118期定時株主総会終結の時をもって退任した５名を含んでおります。
3．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与(賞与含む)29百万円は含まれておりません。
4．2012年６月28日開催の第111期定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止しておりますので、2012年７月以降の役員退職慰労引当金の繰入は行っておりません。
5．取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2019年６月27日開催の第118期定時株主総会において年額180百万円以内と決議いただいております。
6．取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2019年６月27日開催の第118期定時株主総会において年額35百万円以内と決議いただいております。
7．監査役の報酬限度額は、2012年６月28日開催の第111期定時株主総会において年額35百万円以内と決議いただいております。
8．当行は2012年６月28日開催の第111期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、第111期定時株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。

(3) 責任限定契約

堀井　洋一郎 (社外取締役)	当銀行は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。
飯田　三和 (社外取締役)	同上
郷　俊介 (社外取締役)	同上
井上　敬雄 (社外取締役)	同上
保田　昌秀 (社外取締役)	同上

3．社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況
堀井 洋一郎（取締役）	―
飯田　三和（取締役）	飯田三和税理士事務所　税理士
郷　　俊介（取締役（監査等委員））	郷法律事務所　弁護士
井上　敬雄（取締役（監査等委員））	―
保田　昌秀（取締役（監査等委員））	―

（注）当行と上記の兼職先等との間には特別の関係はございません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会、監査役会および監査等委員会への出席状況	取締役会、監査役会および監査等委員会における発言その他の活動状況
堀井 洋一郎 (取締役)	3年9ヶ月	取締役会　20／20回（100%）	出席した取締役会において、報告事項や決議事項について、適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
飯田 三和 (取締役)	1年9ヶ月	取締役会　20／20回（100%）	出席した取締役会において、報告事項や決議事項について、適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
郷　俊介 (取締役（監査等委員))	9ヶ月	取締役会　20／20回（100%） 監査役会　5／5回（100%） 監査等委員会　10／10回（100%）	出席した取締役会、監査役会、監査等委員会において、報告事項や決議事項について、弁護士としての専門的見地から意見を述べております。

氏　　名	在任期間	取締役会、監査役会および監査等委員会への出席状況	取締役会、監査役会および監査等委員会における発言その他の活動状況
井上 敬雄 (取締役 (監査等委員))	9ヶ月	取締役会　20／20回（100%） 監査等委員会　10／10回（100%）	出席した取締役会、監査等委員会において、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
保田 昌秀 (取締役 (監査等委員))	9ヶ月	取締役会　20／20回（100%） 監査役会　5／5回（100%） 監査等委員会　10／10回（100%）	出席した取締役会、監査役会、監査等委員会において、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

（注）当行は、2019年６月27日開催の第118期定時株主総会の承認を得て、同日をもって監査等委員会設置会社へ移行いたしました。井上敬雄は同日付で社外取締役を退任し、郷俊介および保田昌秀は同日付で社外監査役を退任し、社外取締役(監査等委員)に就任しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	16	—

（注）2012年６月28日開催の第111期定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止しておりますので、2012年７月以降の役員退職慰労引当金の繰入は行っておりません。

(4) 社外役員の意見

該当ございません。

4．当行の株式に関する事項

（1）株式数

発行可能株式総数	
普通株式	21,000千株
Ａ種優先株式	21,000千株
発行済株式の総数	
普通株式	5,288千株 (自己株式53千株を除く)
Ａ種優先株式	2,600千株

（注）株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

（2）当年度末株主数

普通株式	3,780名
Ａ種優先株式	1名

(3) 大株主

① 普通株式（上位10名）

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
宮崎太陽銀行従業員持株会	204 千株	3.87 %
株式会社西日本シティ銀行	188	3.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	174	3.30
東京海上日動火災保険株式会社	173	3.28
ＡＩＧ損害保険株式会社	161	3.05
みずほ信託銀行株式会社（退職給付信託　南日本銀行口　再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社）	142	2.68
株式会社福岡中央銀行	139	2.64
株式会社福岡銀行	122	2.31
株式会社豊和銀行	117	2.21
株式会社宮崎銀行	106	2.01

（注）１．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
２．持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
３．持株比率は、自己株式(53千株)を控除して計算しております。

② Ａ種優先株式

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社整理回収機構	2,600 千株	100.00 %

5．当行の新株予約権等に関する事項

該当ございません。

6．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 監査の職務を行った指定有限責任社員 岩部　俊夫　・　永里　剛	39	(注)

(注) 1．当行および当行子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は39百万円であります。
2．当行と会計監査人との監査契約において、会社法監査と金融商品取引法監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、「当該事業年度に係る報酬等」にはこれらの合計額を記載しております。
3．監査等委員会は、会計監査人の前事業年度の監査体制や監査時間等の監査実績の分析と評価を行うとともに、会計監査人から当該事業年度の報酬見積りを受領し、その内容について説明を受け、新たに当該事業年度の監査体制・監査計画等について、前事業年度の監査実績の分析と評価結果との整合性を確認しました。また、経営執行部から見積り分析と評価について説明を受けるとともに、会計監査人と経営執行部の報酬に関する交渉状況のヒアリングを行い、報酬額についての会計監査人の所見を聴取し、監査等委員会として総合的に評価した結果、会計監査人に対する報酬に関しては、相当であると判断し同意いたしました。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査の適正性および信頼性を確保するため、会計監査人が適切な監査を実施しているかについて、監査等委員が適宜監視を行うとともに、会計監査人の再任の適否に関し、その職務遂行の状況などから毎期検討を行っております。会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合は、監査等委員全員の同意を得たうえで、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

7．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

基本方針は定めておりません。

8．業務の適正を確保する体制

当行は、内部統制に係る基本方針について、下記のとおり決議しております。

記

（1）取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会は当行の経営理念に則り、法令等遵守態勢の構築を経営の最重要課題の一つと位置付け、以下の項目の通り、取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保し、その整備・充実を図る。

② 法令等遵守の徹底と企業倫理の確立による健全かつ公正な業務執行をチェックする組織として、頭取を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、その統括部門としてコンプライアンス統括部を置き、法令等遵守に係る態勢の整備・充実を図る。

③ 役職員の行動指針を「コンプライアンス・マニュアル」に定めるとともに、具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス統括部はその進捗状況を定期的に取締役会に報告する。

④ 役職員の法令等違反に関する通報を直接受け付けるために、「内部通報制度」を定め、さらなる周知徹底を図る。

⑤ 内部監査部門として監査部を設置し、法令等遵守に関する管理態勢の適切性及び有効性を検証し、その結果を取締役会に報告する。

⑥ 反社会的勢力を排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であると認識し、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む。反社会的勢力による不当要求に対しては、警察等外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

⑦ マネー・ローンダリング/テロ資金供与防止方針を定め、犯罪組織やテロ組織への資金流出を未然に防ぎ、安全で利便性が高い金融サービスを維持し、犯罪組織やテロ組織に利用させない体制を構築する。

⑧ 金融犯罪対策部は、上記⑥と⑦を統括し、一元的な管理を行い、迅速な対応に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る情報・文書については、「取締役会規程」、「経営会議規定」等において、保存の方法・期限等を定める。

② 業務執行に係る情報の保存及び管理については、「セキュリティポリシー」、「セキュリティスタンダード」等に定めて、これを周知徹底するとともに、必要な研修を実施する。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

① リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置付け、「リスク管理に関する基本理念」、「リスク管理に関する基本方針」を定め、「リスク管理委員会」を設置するとともに、全行的なリスク管理の統括部門を総合企画部　リスク管理グループに置き、リスク管理態勢の整備・充実を図る。

② 災害やシステム障害等の危機発生時の基本方針として、「危機管理指針」を定めるとともに、主要業務の継続及び早期復旧を目的とした業務継続計画(ＢＣＰ)を策定して、適切な管理態勢を整備・強化する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務執行の効率性を確保するために、「取締役会規程」において、取締役会の運営及び決議・報告事項に関する基準等を定めるとともに、経営会議及び各種委員会等、取締役会を補佐する機関を設置する。

② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職制及び業務執行規定」、「職務権限規定」及び「事務分掌表」等に定められた権限、手続きに則り行う。

(5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① グループ会社における業務の適切性の確保及び実効性ある経営管理を行うため、当行の業務主管部署への協議・報告の基準を「グループ会社運営規定」に定める。

② グループ会社に対して、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢について管理規定を整備させ、当行に準じた運営を行うよう管理・指導する。

③ グループ会社の運営を統括する部署を総合企画部に置き、定期的に会議を開催し、適切な管理・指導を行う。

④ グループ会社の取締役及び使用人の業務の執行については、グループ会社の各規定等に基づき効率的に行わせる。

⑤ グループ会社においても、役職員の法令等違反に関する通報を直接受け付けるために、「内部通報制度」を整備させる。

⑥ 監査部は、「監査規定」及びグループ会社の内部規定に基づき内部監査を実施する。

(6) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

① 監査等委員会の職務を補助する部署として「監査等委員会室」を置き、必要な担当者を監査等委員会室に配置する。

② 監査等委員会室には、監査業務の補助を行うのに必要な知識・能力を具備した人材を配置する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査等委員会室の担当者の任命・異動・評価については、監査等委員会の同意を得るものとする。

② 監査等委員会室の担当者として、監査等委員会の指揮命令に基づき業務を遂行できる態勢を確保する。

(8) 当行及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

① 当行及びグループ会社の取締役及び使用人は、社内規程等に基づき、定期的または必要に応じて、当行監査等委員会へ報告・情報提供を行うとともに、監査等委員会から報告を求められた場合は、適切に対応しなければならない。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 監査等委員会へ報告をした者が報告したことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための態勢を整備する。

(10) 当行の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

① 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等については、監査等委員の職務の執行に必要でないことが認められた場合を除き、これを支払うものとする。

（11）その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員の取締役会、経営会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会その他重要な会議への出席や、監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備し、関連する行内規定等に定める。

② 代表取締役頭取、会計監査人は、監査等委員会と定期的または必要に応じて意見情報交換を行い、相互認識と信頼関係を深めるものとする。

③ 監査等委員による監査機能の強化及び監査活動等における実効性向上を図ることを目的とした「内部監査部門協議会」を設置する。

＜内部統制システムの運用状況の概要＞

当行では、上記基本方針に基づく内部統制システムの整備について、各業務所管部署において定例的に点検を行い、その結果を取締役会や経営会議に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度(第119期)における基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することならびに効率的に行われることの確保

取締役会は20回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当行と利害関係を有しない社外取締役と監査等委員が出席しています。また、経営会議が69回開催され、常勤監査等委員が出席しています。

(2) コンプライアンス態勢

本部各部が連携を図り、銀行内の法令等遵守態勢の確立に係る問題を統括的・横断的に管理するために、毎月コンプライアンス部会を開催し取締役会に報告を行っています。

また、年度毎にコンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、四半期毎に進捗を報告するとともにコンプライアンス違反の発生状況及び反社会的勢力等の関係遮断について、その内容を稟議・回議にて11回報告し、重要性があるものは取締役会に４回及び経営会議に６回付議いたしました。

(3) リスク管理態勢

年度初めに当期のリスクテイク方針に基づいた資本配賦額をリスク管理委員会にて定め、毎月実施するＡＬＭ委員会にて配賦資本の運用状況についてモニタリングを行っており、稟議にて報告しています。また、四半期毎に実施するリスク管理委員会にてリスクに関する報告を行っています。

(4) 当行グループにおける業務の適正の確保

グループ会社に対しては、重要度に応じて、銀行の監査部による内部統制システム全般の整備や運用状況のモニタリングを実施しています。

グループ会社運営規定に基づき、年２回グループ会社会議を開催し、経営全般に関する課題や対応について協議したほか、グループ全体としての情報共有を図りました。

(5) 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

監査等委員会の監査に関連する行内規定等を定めるとともに、代表取締役頭取、会計監査人、監査部、コンプライアンス統括部等と、定期的に意見情報交換を行っています。

９．特定完全子会社に関する事項

該当ございません。

10．親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

11．会計参与に関する事項

該当ございません。

12．その他

該当ございません。

第119期末（2020年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	**56,080**	**預金**	**653,854**
現金	9,217	当座預金	9,828
預け金	46,862	普通預金	365,609
買入金銭債権	**0**	貯蓄預金	3,008
有価証券	**128,732**	通知預金	303
国債	31,280	定期預金	269,702
地方債	12,808	定期積金	3,310
社債	45,789	その他の預金	2,091
株式	10,097	**外国為替**	**0**
その他の証券	28,755	**その他負債**	**4,284**
貸出金	**501,638**	未決済為替借	136
割引手形	2,051	未払法人税等	117
手形貸付	13,176	未払費用	421
証書貸付	437,111	前受収益	358
当座貸越	49,299	給付補填備金	0
外国為替	**289**	リース債務	228
外国他店預け	289	資産除去債務	21
その他資産	**4,178**	その他の負債	3,000
未決済為替貸	52	**睡眠預金払戻損失引当金**	**554**
前払費用	4	**偶発損失引当金**	**42**
未収収益	514	**再評価に係る繰延税金負債**	**813**
その他の資産	3,607	**支払承諾**	**497**
有形固定資産	**11,964**	**負債の部合計**	**660,046**
建物	3,194	（純資産の部）	
土地	8,136	**資本金**	**12,252**
リース資産	228	**資本剰余金**	**10,844**
建設仮勘定	198	資本準備金	10,844
その他の有形固定資産	205	**利益剰余金**	**16,920**
無形固定資産	**763**	利益準備金	867
ソフトウェア	734	その他利益剰余金	16,052
その他の無形固定資産	28	繰越利益剰余金	16,052
前払年金費用	**1,479**	**自己株式**	**△ 160**
繰延税金資産	**644**	**株主資本合計**	**39,856**
支払承諾見返	**497**	**その他有価証券評価差額金**	**1,976**
貸倒引当金	**△ 3,110**	**土地再評価差額金**	**1,277**
		評価・換算差額等合計	**3,254**
		純資産の部合計	**43,110**
資産の部合計	**703,157**	**負債及び純資産の部合計**	**703,157**

第119期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**11,997**
資金運用収益	**9,760**	
貸出金利息	8,199	
有価証券利息配当金	1,527	
コールローン利息	0	
預け金利息	33	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	**1,507**	
受入為替手数料	566	
その他の役務収益	940	
その他業務収益	**157**	
外国為替売買益	5	
国債等債券売却益	152	
その他経常収益	**572**	
株式等売却益	486	
償却債権取立益	2	
その他の経常収益	83	
経常費用		**10,678**
資金調達費用	**116**	
預金利息	116	
コールマネー利息	0	
借用金利息	0	
役務取引等費用	**1,700**	
支払為替手数料	134	
その他の役務費用	1,566	
その他業務費用	**99**	
国債等債券売却損	80	
国債等債券償却	19	
営業経費	**8,121**	
その他経常費用	**639**	
貸倒引当金繰入額	109	
株式等売却損	51	
株式等償却	410	
その他の経常費用	68	
経常利益		**1,319**
特別利益		**2**
固定資産処分益	2	
特別損失		**72**
固定資産処分損	24	
減損損失	47	
税引前当期純利益		**1,249**
法人税、住民税及び事業税	**60**	
法人税等調整額	**104**	
法人税等合計		**164**
当期純利益		**1,085**

第119期 （2019年４月１日から 2020年３月31日まで） 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	12,252	10,844	10,844	784	15,274	16,058
当期変動額						
利益準備金の積立				83	△ 83	—
剰余金の配当					△ 418	△ 418
当期純利益					1,085	1,085
自己株式の取得						
自己株式の処分						
土地再評価差額金の取崩					194	194
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計				83	777	861
当期末残高	12,252	10,844	10,844	867	16,052	16,920

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 160	38,995	4,928	1,472	6,400	45,396
当期変動額						
利益準備金の積立		—				—
剰余金の配当		△ 418				△ 418
当期純利益		1,085				1,085
自己株式の取得	△ 0	△ 0				△ 0
自己株式の処分						—
土地再評価差額金の取崩		194				194
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△ 2,951	△ 194	△ 3,146	△ 3,146
当期変動額合計	△ 0	860	△ 2,951	△ 194	△ 3,146	△ 2,285
当期末残高	△ 160	39,856	1,976	1,277	3,254	43,110

第119期末（2020年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	56,085	預金	653,559
買入金銭債権	0	借用金	115
有価証券	128,684	外国為替	0
貸出金	497,882	その他負債	4,390
外国為替	289	退職給付に係る負債	4
リース債権及びリース投資資産	4,331	睡眠預金払戻損失引当金	554
その他資産	4,887	偶発損失引当金	42
有形固定資産	12,063	再評価に係る繰延税金負債	813
建物	3,209	支払承諾	497
土地	8,136	負債の部合計	659,976
リース資産	2	（純資産の部）	
建設仮勘定	198	資本金	12,252
その他の有形固定資産	516	資本剰余金	10,911
無形固定資産	775	利益剰余金	16,904
ソフトウェア	735	自己株式	△ 163
リース資産	10	株主資本合計	39,905
その他の無形固定資産	29	その他有価証券評価差額金	1,976
退職給付に係る資産	1,608	土地再評価差額金	1,277
繰延税金資産	514	退職給付に係る調整累計額	89
支払承諾見返	497	その他の包括利益累計額合計	3,344
貸倒引当金	△ 3,114	非支配株主持分	1,278
		純資産の部合計	44,528
資産の部合計	704,504	負債及び純資産の部合計	704,504

第119期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**14,204**
資金運用収益	**9,744**	
貸出金利息	8,179	
有価証券利息配当金	1,531	
コールローン利息及び買入手形利息	0	
預け金利息	33	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	**1,510**	
その他業務収益	**2,368**	
その他経常収益	**581**	
経常費用		**12,751**
資金調達費用	**117**	
預金利息	116	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
借用金利息	0	
役務取引等費用	**1,695**	
その他業務費用	**2,130**	
営業経費	**8,169**	
その他経常費用	**638**	
貸倒引当金繰入額	108	
その他の経常費用	530	
経常利益		**1,452**
特別利益		**2**
固定資産処分益	2	
特別損失		**72**
固定資産処分損	24	
減損損失	47	
税金等調整前当期純利益		**1,382**
法人税、住民税及び事業税	**107**	
法人税等調整額	**137**	
法人税等合計		**244**
当期純利益		**1,138**
非支配株主に帰属する当期純利益		**71**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,066**

第119期 （2019年４月１日から2020年３月31日まで） 連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,252	10,911	16,061	△ 161	39,065
当期変動額					
剰余金の配当			△ 418		△ 418
親会社株主に帰属する当期純利益			1,066		1,066
自己株式の取得				△ 2	△ 2
自己株式の処分					—
土地再評価差額金の取崩			194		194
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			842	△ 2	840
当期末残高	12,252	10,911	16,904	△ 163	39,905

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	4,928	1,472	512	6,913	1,206	47,184
当期変動額						
剰余金の配当						△ 418
親会社株主に帰属する当期純利益						1,066
自己株式の取得						△ 2
自己株式の処分						—
土地再評価差額金の取崩						194
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 2,951	△ 194	△ 422	△ 3,568	71	△ 3,496
当期変動額合計	△ 2,951	△ 194	△ 422	△ 3,568	71	△ 2,656
当期末残高	1,976	1,277	89	3,344	1,278	44,528

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月１３日

株式会社　宮崎太陽銀行
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岩　部　俊　夫　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　永　里　　剛　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社宮崎太陽銀行の2019年４月１日から2020年３月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月１３日

株式会社　宮崎太陽銀行
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岩　部　俊　夫　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　永　里　　剛　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社宮崎太陽銀行の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社宮崎太陽銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第119期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

(1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月14日

株式会社　宮崎太陽銀行　監査等委員会

常勤監査等委員　河　野　文　一　㊞

監査等委員　郷　　俊　介　㊞

監査等委員　井　上　敬　雄　㊞

監査等委員　保　田　昌　秀　㊞

（注）監査等委員 郷俊介、井上敬雄、保田昌秀の３氏は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に定める社外取締役であります。

以　上

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当につきましては、財務状況や当事業年度の業績等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当行普通株式１株につき金25円00銭　総額132,215,175円
当行Ａ種優先株式１株につき金29円65銭　総額77,090,000円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2020年６月26日

第２号議案　監査等委員でない取締役９名選任の件

本総会終結の時をもって、現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（９名）は任期満了となりますので、取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
1	林田洋二（はやしだようじ） （1949年12月24日生）	1973年４月　当行入行 1986年９月　当行審査部部長代理 1988年10月　当行外国部部長代理 1995年４月　当行国際部部長代理兼貿易相談室長代理 1996年９月　㈱宮崎太陽キャピタル常務取締役 2000年６月　当行経営企画部長 2002年６月　当行執行役員経営企画部長 2003年６月　当行執行役員経営企画部長兼総務部長 2004年６月　当行取締役コンプライアンス統括部長 2005年７月　当行取締役監査部長 2008年６月　当行常勤監査役 2011年６月　当行専務取締役 2013年６月　当行専務取締役（代表取締役） 2016年６月　当行取締役頭取（代表取締役） 現在に至る （担当　監査部）	普通株式 6,631株
取締役候補者とした理由 2004年取締役に就任、コンプライアンス部門や監査部門を経て、2008年から常勤監査役として当行のガバナンス体制強化に携わったのち、2011年に専務、2016年より頭取を務めております。地域金融の本質である地域経済活性化のためのコミットメントを重視した当行の経営改革の実現に向けて、豊富な知見と統率力、実効性に富んだマネジメント力の一層の発揮が期待できることから、取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
2	津隈（つぐま）卓三（たくみ） （1959年7月10日生）	1982年４月　当行入行 1997年４月　当行営業推進部部長代理 2005年４月　当行平和台支店長 2007年４月　当行小林支店長 2010年４月　当行都城支店長 2013年４月　当行営業統括部個人推進グループ主任部長代理 2014年４月　当行営業統括部個人ローングループ部付部長 2014年９月　当行個人ローン推進部長 2016年６月　当行執行役員本店営業部長 2017年６月　当行取締役本店営業部長 2018年１月　当行取締役営業統括本部長 2018年６月　当行常務取締役営業統括本部長 2019年４月　当行常務取締役 2019年６月　当行専務取締役（代表取締役） 2020年２月　当行取締役副頭取（代表取締役）現在に至る （担当　営業企画推進部、地域活性化部、チャネル推進部）	普通株式 3,050株
取締役候補者とした理由 2017年に取締役に就任、2018年からは常務取締役として第４次経営強化計画の策定と実行にも携わり、2019年に専務、2020年からは副頭取を務めております。お客さまとの対話を柱に据えたビジネスモデルの実践を浸透させつつ営業基盤の充実・拡大を進める力強い統率力と、銀行経営全般にわたる高度な知見や総合的なマネジメント力の一層の発揮が今後も期待できることから、取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
3	安藤和慶（あんどうかずよし） (1962年6月12日生)	1985年４月　当行入行 2000年９月　当行人事部部長代理 2011年４月　当行営業統括部企画・推進グループ副部長 2013年４月　当行延岡支店長 2015年４月　当行経営企画部副部長 2015年６月　当行経営企画部長兼総務グループ長兼リスク管理グループ長 2017年４月　当行総合企画部長兼次期システム移行推進本部副本部長 2017年６月　当行取締役総合企画部長兼次期システム移行推進本部副本部長 2018年２月　当行取締役総務部長兼次期システム移行推進本部副本部長 2018年４月　当行取締役次期システム移行推進本部副本部長 2018年６月　当行常務取締役次期システム移行推進本部副本部長 2019年４月　当行常務取締役 2020年２月　当行専務取締役 現在に至る (担当　総務部、事務部、コンプライアンス統括部、金融犯罪対策部)	普通株式 3,582株
取締役候補者とした理由 当行の経営改革と地域経済活性化へのさらなる貢献のため、金融経済環境の動向や金融行政等の方向性を見極めながら、中長期的な視点に立った当行の経営戦略の構築や経営基盤の整備について、組織全体の創意工夫を図るための知見や統率力の一層の発揮が期待できることから、取締役候補者としました。			
4	黒木浩（くろきひろし） (1961年9月30日生)	1984年４月　当行入行 2001年４月　当行情報企画部部長代理 2008年４月　当行審査部部長代理 2009年４月　当行日向北支店長 2011年４月　当行営業推進部部長代理 2013年４月　当行営業統括部企画推進グループ長 2014年９月　当行人事部長 2015年６月　当行取締役人事部長 2018年１月　当行取締役本店営業部長 2018年６月　当行常務取締役本店営業部長 2019年２月　当行常務取締役融資統括本部長 2019年４月　当行常務取締役 現在に至る (担当　融資一部、融資二部、融資三部)	普通株式 3,400株
取締役候補者とした理由 創業や新規事業開拓、早期事業再生、事業承継等に関する幅広い知見を生かしつつ、企業経営者さまとの入念かつ深度ある対話を展開し、併せて、当行行員への丁寧な指導力を今後も継続的に発揮することで、当行の金融仲介機能のさらなる発揮と地域経済活性化への一層の貢献が期待できることから、取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
5	うえ　の　てつ　ひろ 上　野　哲　弘 (1963年4月3日生)	1987年 4 月　当行入行 2006年 4 月　当行本店営業部次長 2007年 4 月　当行南延岡支店長 2010年 4 月　当行大塚支店長 2012年 4 月　当行本店営業部副部長 2014年 4 月　当行営業統括部法人推進グループ副部長 2015年 4 月　当行営業統括部部付部長 2017年 4 月　当行本業支援部長 2017年 6 月　当行本業支援部長兼㈱宮崎太陽キャピタル代表取締役社長 2018年 6 月　当行取締役本業支援部長 2020年 1 月　当行取締役総合企画部長 2020年 2 月　当行取締役常務執行役員 総合企画部長 現在に至る (担当　総合企画部、証券国際部)	普通株式 1,312株
取締役候補者とした理由 当行主要店舗の豊富な支店長経験をもとに培った、経営者さまとの深度ある対話と共働によるお取引先企業の財務基盤の安定、販路の拡大、新たな事業の展開、事業再生等の課題解決力が、当行がこれから継続・強化すべきお客さま本位のビジネスモデル確立の過程で強く発揮されると期待できることから、取締役候補者としました。			
6	みずながのぶさと 水　永　信　里 (1963年4月21日生)	1987年 4 月　当行入行 2006年 4 月　当行日向北支店長 2009年 4 月　当行本店営業部副部長 2012年 4 月　当行都北町支店長 2013年 4 月　当行鹿児島支店長 2016年 4 月　当行営業統括部企画推進グループ部付部長 2017年 4 月　当行営業企画推進部長 2018年 1 月　当行融資部長 2018年 6 月　当行取締役融資統括本部長兼融資部長 2019年 2 月　当行取締役本店営業部長 2020年 2 月　当行取締役常務執行役員 本店営業部長 現在に至る	普通株式 1,612株
取締役候補者とした理由 当行主要店舗での豊富な支店長経験を活かし、所管する本店営業部にとどまらず、当行の営業エリア全体の営業活動に関する状況を把握し銀行全体の施策の策定と円滑な実行に反映させているほか、融資部門や事務部門等についても、現場目線による改革・改善への知見の発揮が期待できることから、取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
7	ひら　しま　とし　かず 平　嶋　俊　和 (1959年12月20日生)	1983年４月　当行入行 2005年４月　当行出北支店長 2007年４月　当行都城支店副支店長 2010年９月　当行国富支店長 2012年４月　当行赤江支店長 2015年４月　当行西都支店長 2017年４月　当行融資部長 2018年１月　当行人事部長 2019年６月　当行取締役人事部長 2020年２月　当行取締役常務執行役員　人事部長 2020年４月　当行取締役常務執行役員 現在に至る (担当　人事部)	普通株式 2,325株
取締役候補者とした理由 当行主要店舗の支店長経験を活かし、本部融資部門では営業店行員の業務遂行力の醸成に努めたほか、人事部門では現場重視の視点による職場環境の改善や行員のモチベーション向上を目指す人事制度改革に力を注いできており、今後は経営全般の改革にも力を発揮することが期待できることから、取締役候補者としました。			
8	社外 独立 ほり　い　よういちろう 堀　井　洋一郎 (1950年９月15日生)	1976年３月　宮崎大学大学院修士課程修了 1984年７月　長崎大学医学部助手 1991年４月　宮崎医科大学医学部助手 1993年９月　宮崎大学農学部助教授 1998年１月　宮崎大学農学部教授 2009年９月　宮崎大学農学部副学部長 2010年４月　宮崎大学医学獣医学総合研究科教授兼任 2011年４月　宮崎大学副学長兼任 2011年４月　宮崎大学産学・地域連携センター長兼任 2015年６月　当行経営評価委員会委員 2016年３月　宮崎大学定年退職 2016年４月　宮崎大学名誉教授 2016年４月　宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター客員教授 2016年５月　当行経営評価委員会委員退任 2016年６月　当行取締役就任（社外取締役） 現在に至る	普通株式 441株
社外取締役候補者とした理由 副学長をはじめとする大学の要職等において培ってきた組織運営や人材育成の豊かな知見に基づく意見は、当行のガバナンス強化や、経営管理の高度化、改革、改善を進めていくうえで、今後も当行への貴重な助言となることが期待できることから、社外取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
9	社外 独立 飯田三和（いいだみわ） （1950年９月４日生）	1973年４月　㈲みさき商事入社 1992年12月　税理士資格取得 1993年４月　飯田三和税理士事務所開設 1996年３月　宮崎県経営体育成総合支援センターコンサルタント 2003年４月　宮崎県社会福祉施設経営者協議会専門相談員 2004年12月　㈲ビー・アシスト代表取締役 2007年４月　社団法人宮崎県農業法人経営者協会理事 2008年４月　宮崎県福祉サービス第三者評価調査員 2008年４月　宮崎県公益認定等審議会委員 2008年11月　㈲みさき商事代表取締役 2010年４月　宮崎市固定資産評価委員 2016年４月　宮崎県固定資産評価委員 2016年４月　宮崎県私立学校審議会委員 2018年６月　当行取締役就任（社外取締役） 2020年１月　㈲みさき商事取締役（代表取締役退任）現在に至る	普通株式 ―株
社外取締役候補者とした理由 税理士としての中小企業経営に関する業務経験と、その経験を通じて蓄積してきた、中小企業経営者の地域金融機関に寄せる切実な期待に関する知見は、今後も当行への貴重な助言へと繋がることが期待できることから、社外取締役候補者としました。			

（注）
1. 各候補者と当行との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 社外　は社外取締役候補者であります。
3. 独立　は福岡証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、両氏が原案どおり再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 堀井洋一郎氏は、現に当行の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって、４年となります。
5. 飯田三和氏は、現に当行の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって、２年となります。
6. 当行は、会社法第427条第１項の規定に基づき、堀井洋一郎氏、飯田三和氏との間に、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、本議案が承認可決され、堀井洋一郎氏および飯田三和氏が再任された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

会場ご案内図

会 場

宮崎市広島２丁目１番31号

宮崎太陽銀行本店２階会議室

電話0985-24-2111（代表）



交通のご案内

- **宮崎空港**より……**車**で**15**分
- **JR宮崎駅**より……**徒歩**で**5**分
- **九州自動車道　宮崎ＩＣ**より……**車**で**15**分
- **宮崎港**より……**車**で**10**分

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。